

精神障害・発達障害のある方への職業訓練について（紹介）

Y. I

障害のある方への職業訓練というと「車いすの方」、「手足に障害のある方」、「聴覚に障害がある方」、「視覚に障害がある方」を対象としているとイメージされがちですが、近年は「精神障害・発達障害の方」への訓練が着目されています。

現在、全国に障害のある方を対象とした職業能力開発施設は19校あり、精神障害・発達障害の方を対象とした専門の訓練コースを設置している校もあります。また、専門のコースを設置していない校でも、各コースに身体障害の方と混合で訓練を受講されており、この傾向は増加しています。さらに、求職者、離職者を対象とした職業能力開発施設でも精神障害・発達障害の方を対象とした専門のコースを設置あるいは在来コースでの受入れも増加しています。

精神障害・発達障害のある方の特性について

精神障害・発達障害のある方に見られる傾向として「体調が安定せず訓練に専念できない」、「作業指示の受け止め方がずれていて、指示通りに正確に作業ができない」、「自分のやり方にこだわってしまい、作業指示とは異なる行動をする」、「質問のタイミングがわからずに訓練の進捗が思わしくない」等が見受けられ、円滑な技能の習得に支障をきたすことがあります。

ただ、一言で「精神障害」あるいは「発達障害」と言っても、訓練の場面においての「困っていることや作業のやりにくさ」となる特性の状況や現れ方は異なるため、「精神障害があるから、このような特性があり、このような対応をすればよい」と言った画一的な取り組みではなく、障害名だけにとらわれることなく、どのような形で「特性」が訓練の場面において影響するのかを見極めることが重要となっています。

精神障害・発達障害のある方の円滑な訓練の受講を目指して

こうした「特性」を踏まえて、精神障害・発達障害のある方への訓練では、入校直後に「安定した訓練受講のための取り組み」、「困っていることや作業のやりにくさへの対応法の習得の取り組み」を実施することで、円滑な訓練の受講が期待できます。

安定した訓練受講の取り組みについて

遅刻、早退、欠席等がなく安定して訓練を受講できるように訓練生の取り組みとしては、毎日の体調、睡眠時間、服薬の状況などを記録する、ストレス・疲労への対処法を知る、訓練時間内に適度な休憩をとるなどがあります。

また、指導員は、作業場所の工夫等の環境面を工夫する、訓練生が実践している訓練時間内に適度な休憩を取るなどの取り組みが円滑に実践できるように声掛けなどで促します。

困っていることや作業のやりにくさへの対応法の習得の取り組みについて

訓練の場面において訓練生の「困っていることや作業のやりにくさ」を指導員が把握し、その要因が何なのか、どのように対応すれば解決または軽減できるかを検討し、訓練生との相談を通して、訓練生自身がどのように考えているのかを把握し訓練生の気持ちを大切にして、「困っていることや作業のやりにくさ」を解決または軽減できる対応法を指導員と一緒に考えていきます。

次に、この対応法を訓練生が実践してみて、その結果がどうであったかの振り返りを指導員と

行い、解決または軽減につながるようであれば引き続きこの対応法を継続する、解決または軽減につながりにくい場合は、改めて対応法と一緒に検討すると言う対応法の習得のための取り組みを繰り返すことで、徐々に「困っていることや作業のやりにくさ」の解消または軽減につなげられ、対応法を活用することで円滑な訓練の受講が期待できます。

まとめ

こうした取り組みは大きく訓練カリキュラムを変更する必要はありませんが、実行にあっては一定の労力を要することは事実です。ただ、入校直後にこうした取り組みを行うことで、その後の円滑な技能の習得の可能性が向上されることが期待できます。

ここで紹介した取り組みは概要ですので、詳細については参考資料をご覧くださいと考えています。

また、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターでは、ここで紹介した取り組み等「精神障害・発達障害の方」への職業訓練技法等について紹介し、円滑な訓練の実施を目指した「指導技法等体験プログラム」を開催しています。

参考資料

職業訓練実践マニュアル 精神障害・発達障害者への職業訓練における導入期の訓練編Ⅰ～特性に応じた対応と訓練の進め方～

平成31年3月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構